平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する 調査特別委員会会議録

日時 平成28年7月19日(火) 開会時間 午後2時01分

閉会時間 午後4時49分

場所 第2委員会室

委員出席者 委員長 土橋 亨

副委員長 久保田松幸

委員 渡辺 英機 鈴木 幹夫 大柴 邦彦 永井 学

山田 一功 桜本 広樹 佐藤 茂樹

委員欠席者 中村 正則

証人

甲府市丸の内3-6-2 皆川 巖 北杜市高根町清里3556 浅川 力三

議題 平成28年2月山梨県議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関すること。

会議の概要 本日の日程を別添日程表のとおりとし、次のとおり、証人に対する尋問を行っ

た。

午後2時11分~午後2時47分 皆川 巖 午後3時07分~午後3時27分 浅川 力三 午後4時06分~午後4時25分

会議の内容 土橋委員長

ただいまから平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の流会に関する調査 特別委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました継続審査案件であります、平成28年2月山梨県 議会定例会閉会日が流会した原因の調査に関することを議題といたします。

この際申し上げます。中村正則委員につきましては、都合により欠席したい 旨の連絡がありましたので、御了承お願いいたします。

本日の進め方についてでありますが、各委員に質問届出書の提出を求めたところ、 証人に対しては7人の委員から、皆川証人に対しては6人の委員から、浅川証人に対しては7人の委員から質問をしたい旨の届け出がありました。よって、本日の調査日程及び質問順序等については、お手元に配付の日程表どおりといたしたいと思います。御了承願います。

なお、前回の証人尋問の実績を踏まえ、今回は答弁時間を除き質問時間を5分以内といたしたいと思います。御了承願います。また、質問時間の表示については、去る7月12日の委員会において、経過時間がわかりにくいとの御意見がありましたので、残り時間を表示することといたしました。御了承願います。

次に、証人尋問の留意事項についてであります。証人尋問の留意事項は、平成28年7月6日付で発送した招集通知及び去る7月12日の委員会で配付

したところでありますが、7月12日の委員会で意見の陳述を求める質問などが散見されたことから、再度確認をさせていただきます。尋問に当たっては、質問はできる限り個別的かつ具体的にお願いいたします。証人を侮辱し、または困惑させる質問はできません。誘導する質問はできません。既にした質問と重複する質問はできません。争点に関係のない質問はできません。意見の陳述を求める質問はできません。証人が直接経験しなかった事実について陳述を求める質問はできません。以上のことに十分御留意願います。

それでは、証人に入場していただきます。

# (証人入室 着席)

#### (委員長起立)

土橋委員長

証人には、御多忙の中、御出頭いただき、ありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的を御理解いただき、委員会が円滑に進行できますよう御協力をお願いします。

#### (委員長着席)

土橋委員長それでは、証人の氏名、住所、生年月日、職業をおっしゃってください。

## (証人起立)

証人 よろしくお願いいたします。姓名は

、住所は

、生年月日は 、 歳、職業は でございます。

以上でございます。

# (証人着席)

土橋委員長

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき、民事訴訟に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより、証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合は、これを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が、証人、証人と配偶者、四親等以内の血族もしくは三親等以内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、または証言がこれらの者の名誉を害するべき事項に関する場合、

公務員または公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合.

医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護 人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった 者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、

技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、

以上の場合は、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、 その旨お申し出を願います。

これら以外の場合は、証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっており、なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたとき、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

以上のことを御承知願います。

報道関係者に申し上げます。撮影につきましては、ここまでとお願いいたします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。委員 会室におられる方は、傍聴人、報道関係者を含め一同御起立をお願いいたしま す。

#### (出席者全員起立)

土橋委員長 宣誓書の朗読をお願いいたします。

証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えない ことを誓います。

土橋委員長 御着席を願います。

証人は、宣誓書に署名、捺印お願いいたします。

(署名捺印)

#### (委員長確認)

土橋委員長

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言に際しては、その都度、挙手をし、委員長の許可を得て、起立して発言されるようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。本日は、予定時間内で証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いするとともに、発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

最初に、委員長から所要の事項をお尋ねしてから、約50分程度で各委員の 尋問にお答えいただくようお願いいたします。

まず、委員長から伺います。平成28年2月山梨県議会定例会閉会日に、議 長不信任の動議が可決後、議会が暫時休憩となってから午後5時までの間、ど こにいたのかお聞かせください。

証人 議長とともに議場を退出しまして、歩いて議長は議長室へ、私は事務局長室 へ参りました。また、事務局長室では、職員、幹部職員とともに今後の対応に つきまして協議を行っていたところでございます。以上です。

土橋委員長 以上で、委員長からの主尋問を終了します。

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。

大柴邦彦委員から尋問願います。

大柴委員

御苦労さまでございます。旧議会事務局長といたしまして、責務についてお伺いをいたしたいと思います。議会事務局長とはどのような責務があると認識をしていらっしゃいますか。

証人

議会規則に基づきまして、議会事務局長は、議長の指揮のもと、議会の事務 処理に当たるというふうに考えています。

大柴委員

わかりました。次に、前議会事務局長といたしまして、議会が流会をいたしますと、どのような状況になるのかという認識をしていらっしゃいましたか。

証人

退席の時点ではそのようなことは想定しておりませんでしたし、また、その後の時間が経過する中では、これは何らかの形で流会、もしくは5時ということは承知しておりましたので、それにつきましては何とか避けたいというような気持ちはございました。

大柴委員

わかりました。調査票によりますと、本会議再開に向けて議長からの相談はなかったと回答をしているわけですけれども、逆に、先ほど言ったように回避しようと思っているんでしたら、議会事務局長から議長に相談されようとは思わなかったですか。

証人

時間の経過とともに、議会運営委員長もしくは議長からそれらの指示が事務 局にあるということで考えておりましたけれども、議会運営委員長からの指示 もなく、また、議長からの指示もなかったということは事実でございます。た だ、今、大柴委員がおっしゃったとおり、やはり状況を考えてみますと、私も 議会事務局長として、そういうような水面下の調整等を働きかける必要があっ たかということで反省をしております。

大柴委員

今、反省をしているという言葉を聞いたわけですけれども、地方自治法の第138条第7項によりますと、事務局長は議長の命を受け、またその他の職員は上司の指揮を受けて、議会に関する事務に従事するとされております。しかし、流会が差し迫ったこの場面におきましては、議長が何も指示を出さなかった。また、議会運営委員長も指示を出さなかったと言われているわけでございますけれども、議会事務局のトップである議会事務局長としては何も行動を起こさなかったということで、ただ会議の再開に向けて準備をしていたと言っていらっしゃいますけれども、反省はしていたとは言っておるんですけれども、それでよかったのか、またはどのようにその辺をしっかりとお考えになっているのか、もう一度お伺いをいたします。

証人

いいですか。もう一度同じことになります。反省しておるところでございますが、何分事務局の職員でございますので、指示を、例えば議運の委員長の指示、もしくは議運の委員長から議長への相談というのがないような状態では、我々としては行動できないということを申し述べたいと思います。ただ、やはり私も議会事務局のトップとして、やはりきちんとそのようなことが行われるよう、やっぱりアドバイスというのは大変恐縮ではございますけれども、そのようなアプローチを行ってもよかったのではないかと、現在はそういうふうに反省しております。

大柴委員

わかりました。それで、元局長の、やっぱり会議の再開に向けてどのような行動をとったかというところですけれども、再開を想定した会議次第について準備、打ち合わせを行っていたとあるわけですけれども、これは誰とどのようなことを行っていたのかお聞かせください。

証人 議会事務局長室で、私と議会事務局次長、それから、議会運営のトップでございます議事調査課長並びに議事調査課の総括課長補佐、4名でございます。

大柴委員

わかりました。調査票のこの回答からは、そのような権限がないので、議会事務局長にすぎない自分はあずかり知らないと考えているというような発言がありました。それはあまりにも私たちとしては無責任であったんではないかなと思うところであります。最後にお伺いいたしますけれども、流会に対する議会事務局長の責任について、最後にどのようなお考えなのかもう一度お聞かせください。

証人 今回流会という事態を招いたことにつきましても、事務局のほうでやはり 内々、例えばそれぞれ会派間の調整が行われるとか、そういうようなことが行 われるようにやはりしっかりと対応すべきだったということで深く反省して いるところでありますし、この流会という事態を避けられなかったことにつきましては、事務局としては責任を感じているところでございます。以上です。

土橋委員長 大柴邦彦委員の尋問を打ち切ります。 次に、山田一功委員から尋問願います。

山田(一)委員 4時58分ごろだと思いますが、議会を再開する旨の放送があったんですが、 あれは局長の指示ではないということなんでしょうか。

証人 議長の指示では少なくともございません。ただ、議会事務局職員としては、何としてもこの事態を避けたいということで、これは越権行為になるかもしれませんが、そういうような行動に出たことは事実でございます。

山田(一)委員 それはどなたが指示をして、どなたが放送をしたんでしょうか。

証人 議会事務局の議事調査課長が対応いたしましたが、それについては私も 承知の上でございます。以上でございます。

山田(一)委員 議事調査課長が私たちの会派の控室にも、ちょっと時間系列が1分なのか2分なのかわかりませんが、その放送が終わってすぐおりてきたような気がしたんですが、それは放送を誰かに指示しておりてきたのか、その辺はご存じでしょうか。

証人 誰に指示したかにつきましては承知しておりません。

山田(一)委員 次にちょっと質問の内容を変えますが、ふだん事務局長は、執行部に対して もそれなりのいわゆる促しができるというか、している部分もあると思うんで すが、今回大柴委員の質問の中では、特にそういう行動をとらなかったという ことです。ちょっと重複するかもしれませんが、執行部に例えば、今回は特に私たちにもちょっと漏れ聞こえたところでは、議長がやめない限り議場には戻らないというような内容の発言、1日目に私も質問しましたけれども、そのような中ではありましたが、局長としては執行部に対して、会派を回ってもらうと。その理由はどういうことかというと、執行部が上げた予算案とかですから、執行部側にも何らかの焦りみたいなものもあったりすると思うので、そういう部分については促しとかはしなかったんでしょうか。

- 証人 執行部が、次の日の新聞によりますと、副知事、総務部長ということで、予算担当の執行部が、予算案を審議してほしいということで各会派を回ったという事実は承知しておりますけれども、その結果については承知しておりません。ただ、議事次第の準備を速やかに職員とともに協議しているときにつきましては、執行部が回っていることについてその結果を期待している事実はございました。以上でございます。
- 山田(一)委員 先ほど局長室で対応を協議していたという中で、事務局次長、それから、議事調査課長が一緒という発言があったんですが、その人たちの御意見はどういう認識だったんでしょうか。わかる範囲で。
  - 証人 幹部職員での協議の内容につきましては、速やかに再開された場合の次第書につきましてやっておりました。また、もう1点は、催告をやる場合につきましてのやり方というか、その次第につきましても協議しておったところでございます。また、それぞれの職員につきましては、何とか準備を迅速に進めて、もし再開になった場合に対応できるように、そのようにそれぞれが個々対応していったというふうに認識しております。以上です。
- 山田(一)委員 じゃ、私も最後の質問になりますが、議長もそうでしたが、これまでの議会 運営においては、一通りの手続があって、代表者会議、そして、議運が行われ、 それから議会が開会されるという、こういう手続の中できたと思うんですが、 今回の流会に当たって、局長としてはその中の過程でどういう認識、つまり、 例えば議運の委員長なりが本来なら開かれて、招集をかけて開いて、それから という手続かとは思うんですが、事務局長としては何もしなかったということ ですが、どのような認識をお持ちでしょうか。
  - 証人 議運の委員長が事務局に照会があったと、2回ほど照会があったことは承知しております。再開に向けてですね。ただ、それは指示ではございませんで、相談があったというふうに認識しております。これはその時点では私は聞いておりませんので、後ほどそういう認識を持った、そういうふうに考えております。ただ、やはり議長も、また私も先ほど大柴先生の御質問にお答えしましたけれども、それぞれが責任がある中で、やはり開始時間につきましては、議運で議することになっておりますので、議運の対応を待っていたということは事実でございます。
- 土橋委員長 山田一功委員の尋問を打ち切ります。 次に、久保田松幸委員から尋問お願いします。
- 久保田委員 私は各派の代表者会議と、また、議会運営委員会の関係についてちょっとお

尋ねします。

地方自治法第100条第12項の規定する議案審査または議会の運営に関し、協議または調整を行うための場として、山梨県議会会議規則128条の別表に各会派代表者会議が設けられている。この会議の招集権者は議長であり、この会議の存在を知っておりましたか。

証人 承知しておりました。

久保田委員 じゃ、次に、山梨県議会委員会条例第3条の2により設置される議会運営委員会は、山梨県議会運営委員会規約による、議長の諮問により会期日程及び議事日程に関すること等を協議するとあるが、このことを知っておりましたか。

証人 承知しておりました。

久保田委員 これからすると、議事の再開に向けて協議するのは、議会運営委員会ではな く各会派代表者会議ではないかと思いますけれども、どうですか。

証人 代表者会議につきましては、流会を回避するような形での協議は必要かとは 思いますが、あくまでも、先ほど先生おっしゃられたとおり、議会の日程等に つきましては議運の委員会で議することになっております。また、議運の委員 会は議運の委員長が招集することになっておりますので、そちらのほうで正式 に決定するものと理解しております。

久保田委員 回答はいらないんですけれども、調査票によると、元事務局長は、議会運営 委員会が開催されていなかったため、議場にいなかったと書いているんですけ れども、やっぱりそれは流会に関する議長の責任逃れじゃないですかね。答え 要らないです。

土橋委員長 久保田松幸委員の尋問を打ち切ります。 次に、渡辺英機委員から尋問願います。

渡辺(英)委員 それでは、伺います。まずこの2月定例会閉会に議長が休憩を宣言、流会に なるまでのあなたの行動を教えてください。

証人 先ほど土橋委員長の御質問にお答えしております。

渡辺(英)委員 再開の放送があったとき、5時前ですね、あなたが会派、自由民主党控室に いたと、こういう調査票の回答がありました。このとき、あなたはどこにいた んですか。

証人 4時58分に放送が流れまして、私はそのまま議場の執行部の入り口のところへ飛んでいきました。議長も多分出る準備をされておったと思いますが、そのときに、議事調査課長が現在の自由民主党の会派のところへ飛び込んで出席を促したというようなやりとりをやっておりました。私も、そこで、入り口のところにおりましたけれども、もう既に5時30秒前ぐらいになってしまいましたので、私も現在の自由民主党の会派に飛び込みまして、 課長に対しまして、もう5時を過ぎている、時間外ということを話した記憶がございます。

以上です。

- 渡辺(英)委員 おかしな話ですよね。ほかの会派の議員は全部が議場へ入っていた。あなたが入れなかった。今の説明は納得しないんですけれども、会派の控室にいたことは間違いないんですよね、この時点で。はっきりしてください。
  - 証人 5 時を過ぎて以降、自由民主党会派の中に入りまして、「もう 5 時を過ぎて おります」というふうに述べた記憶がございます。
- 渡辺(英)委員 あなたが5時前に自由民主党控室にいたという調査票が来ているんです。これはうそということですか。ちゃんとしっかり答えてください。
  - 証人 もはや間に合わないので、もう5時を過ぎているという形で会派の部屋に入ったものでございます。
- 渡辺(英)委員 意味がよくわかりませんけれども、そうすると、同じくこの調査票の中で、 事務局員が自由民主党の議員に対して本会議に行くように促した。先ほどね。 それをあなたが制止したという記述があります。これは間違いないですね。事 実ですか。

証人 もう 5 時を回っているということでお話をした事実がございます。

渡辺(英)委員 先ほども言いましたように、ほかの議員は本会議場に入って、あなただけ時間がないという理由は成り立たないんです。

次に、5 時を過ぎて流会を宣言したのは議会事務局員でした。通常このような宣言は、事務局のトップであるあなたがすべきではないんですか。いかがですか。

- 証人 本来議長が行うべき流会宣言でございますが、そのようにもう5時を過ぎてしまったということで、マスコミのほうにも確認したところ、5時を過ぎておりましたので、急いで議場へ向かっておられた先生方に宣告するために、 議事調査課長に指示を出したところでございます。
- 渡辺(英)委員 先ほども何回も申し上げましたけれども、あなただけ、あるいは自由民主党 の議員だけが議場へ来る時間がなかった。これは非常に問題ですよね。ほかの 議員は全部行っているわけですから。議長も何もしなかった。あなたも相談し なかった。副議長もしなかった。あなたも何もしなかった、本会議の再開に向けて。意図的に何か流会しようとしているように見えるんですけれども、いか がですか。
- (「質問の内容をちょっと考えてください。質問でいけないことになっていると思いますよ、 委員長」と呼ぶ者あり)
- 渡辺(英)委員 今までの答えを聞いていると、自分だけ間に合わない、自分だけ5時になってしまった。ほかの人は間に合っているんですよ、放送を聞いて。なぜあなただけ間に合わなかったんですか。

証人 放送を指示したのは私でございます。

土橋委員長 証人、もう一度お願いします。

証人 4時58分に放送を指示したのは私でございます。

渡辺(英)委員 放送を指示したのはあなたということですね。そのあなたが何で間に合わないんですか。 ほかの人は間に合っているんです。 おかしいじゃないですか。 ここにいらっしゃる桜本さんも山田さんも、議場へ来ているんです。 何であなただけ間に合わないんですか。よく説明してくださいよ。こんなばかな話はないでしょう。

証人 これはあくまでも儀礼でございますが、議場というのは、議長さんが着席するのは、慣例により、議員が着席したのを確認した後でございます。また、議事開始になります前鈴を鳴らすのは、議運の委員長の合図によって鳴らすものでございます。だから、そこまでの時間がかかりますし、なおかつ、その後、議長が宣言する、もしくは議決する、これらの時間を要しますととても間に合わないということはもう十分に判断できるところでございます。

渡辺(英)委員 最後に伺いますけれども、過半数の議員は来ていました。執行部も来ていた。 一番肝心の事務局長が来ていない。こんなばかなことがありますか。再度はっ きり責任の上で答えてください。

証人事務局長は議長とともに議場へ向かうこととなっております。以上です。

土橋委員長 渡辺英機委員の尋問を打ち切ります。 次に、桜本広樹委員から尋問を願います。

桜本委員 4時58分の 局長の指示で、 さんが放送を入れたということなんですが、その中で、議運か何かが開催されて、始まるぞというゴーサインが出たから、その指示で 局長は放送を入れたんですか。

証人 まことに申しわけありません。指示は受けておりませんで、事務局として何とか回避しようとして放送に至ったものでございます。

桜本委員 そのことについては、その当時自民党県民クラブでは、非常に微妙なタイミングだなと思いながらも、なぜ議運が開催されないのかなというようにぎりぎりまで思っていたんです。というのは、議運の委員長はもう席に着いていると。 議運も開催されていない。何も連絡をいただかなかった自民党県民クラブだけが会派の控室にいたということで、局長としては、その辺の短いタイムラグだと思うんですが、どんなふうに考えていたんですか。

証人 タイミング的には、議運が開かれて、そこで開始時間を議していただいた上で開始されるということで、もっと早い時間で十分協議が行われればよかったかな、私どもがそのような形でアプローチができればよかったかなということで反省しておりますけれども、議運も開かれなかったし、議長のアプローチもなかったことも事実でございます。そして、事務局とすれば、何とか回避した

いという気持ちがあったことも事実でございます。以上でございます。

桜本委員

会派によって放送の受けとめ方が2つに極端に分かれるんですね。その中で、私もこの委員の1人として、あるいはちょうど議場に入ったぐらいのその中で、自派の議員から、「もう5時ですよ。終わりですよ」ということを言われて議場から戻ってきたわけなんですが、その辺の放送と、議場に着席していた人については、議会事務局としてはそちらへの接触も何かあったんですか。

証人 接触はございません。

桜本委員

じゃあ、あれですね、その当時の議会事務局長として、局長は さんに放送を入れるということ、そして、その時間、58分には、県民クラブ以外の方々は着席をしていたのか、その辺ちょっと私たちもその席にいなかったんですが、その辺のちょっとわかる範囲で、4時58分からの流れというものをちょっとわかる範囲で証言してもらえますか。

証人

局長室で再開後の次第等につきまして協議を行っておりました。その中で私どもが期待しておりましたのは、執行部による説得というか、予算を何とか審議してほしいというような動きが伝わっておりましたので、その結果までは聞いておりませんが、伝わっておりましたので、それに期待しておりました。しかしながら、なかなか回答がその辺につきましてないものですから、我々として、ちょっと一歩勇み足というか、そのような形で58分の放送となった。本来であれば、1鈴を鳴らす、議運が開かれた上で1鈴を鳴らすのが本来の取り組みでございますけれども、その辺につきましては我々反省しているところでございます。

桜本委員

その中で、全くといっていいほど議運の委員長等からの接触はなかったんですか。先ほどの証言では、議運の中の1職員についてはあったようだけれども、私には直接届いていないという証言がありましたけれども、それだけやはり議会事務局の中でも混乱をしていたということなんでしょうか。ちょっとその辺の、議運の委員長が職員に対して、先ほどちょっと相談みたいなものがあったということを発言しましたが、その辺の状況を御説明ください。

証人

その以前では、私どもは議会事務局長室で協議を行っておりましたので、承知はしておりませんでしたが、後ほど聞いた案件では、議運の委員長から、どうするんだというようなことは職員に話があったことは聞いておりますけれども、私に直接指示があったこともございませんし、議長に対して相談があったということも聞いておりません。以上です。

桜本委員

その、職員に相談があったのかなというものは、これ、流会になって、5時 過ぎてからの話ですか。

証人 当日は承知しておりませんでしたが、それは5時前のお話でございます。

桜本委員

5時前に相談があったという、ちょっとそれ、説明にならないと思うんです。 5時前に説明があったということを5時以降に聞いたということですか。 証人 私は翌日承知しました。

桜本委員

じゃ、5 時前に職員に対して皆川委員長から相談があったということを、日が変わって次の日に局長に、そういう相談がありましたよという報告があったということでよろしいですね。

証人 おっしゃるとおりでございます。

桜本委員 以上です。

土橋委員長 桜本広樹委員の尋問を打ち切ります。

次に、鈴木幹夫委員から尋問をお願いします。

鈴木委員

どうも御苦労さんです。一連のことを聞いていて、単独、単独というふうな状況も今見えて、流会もそうなんですが、いろいろな物事について、はっきり言ってですね、私、中村代表に聞いたんです。当時3月23日は、高野元代表がやめて中村さんになった日で、それからのことも聞きましたら、何ら自民党会派の決め事、タッチさせてくれなんだと。誰だと。基本的には元代表、髙野代表、そして、浅川副代表、それから、元議会事務局長、それから、石井脩徳さん。見ますと、この流会について私も、知らないと思うけれども、2度ほど事務局へ電話しました。「局長はいるか」と。そしたら、話が、議長の部屋か局長の部屋かわかりませんけれども、高野代表と、聞けばわかるけれども、そのときは浅川さんは下にいたんだけど、局長で話し合いをしていると。議長はどうも行ったり来たり、上と下にいたそうなんですけれども。少なくとも1時間20分経過の中で、それ前にお話をしたんですけれども、協議中、協議のようなんですけれども、その辺は、証人としてどんなような、一番力のある髙野代表をさておいて何もしなかったのか、それとも相談したのか、その辺をお聞きします。

証人

そのときは代表ではなかったですが、髙野議員から予算審議を早く進めろという指示があったことは事実でございます。ただ、その後につきましては、私どもは議会事務局長室で再開の準備に一生懸命当たっておりましたので、それ以降について相談することはございませんでした。以上です。

鈴木委員

午後3時ちょっと前ごろには、全国議長会にどなたが、それは議会事務局長の指示だとは思うけれども、相談をしていますね。この流会という文言に初めてだったから、皆さんもなかなか確かにこういう事案はないことであって聞いたところ、やはり議会事務局長というのは権限がないわけじゃない。いずれにしても議長をサポートするタイプ、それから、議長がやれる議長であればいいけれども、やはりなかなかそこまで私は、失礼だけど、たけている議長じゃなかったのかと。サポートしなきゃならない今までも事犯があるんだけど、なぜ全国的に見ても、議会事務局長はよく御存じだと思う、催告をなぜ議長に指示をしなかったんですか。

証人 先ほどお答えしたとおり、催告についても事務局長室で協議を行っていたことは事実でございます、催告の方法につきまして。ただ、議長とすれば、議長室から出たり入ったり、あるいはいろいろちょっと外に出たりしたような状況

の中で、また、多分議長とすれば、やっぱり議運の委員長と相談したり、会派 と相談したりということが、受け身として議長が考えておるんじゃないかとい うふうに判断いたしまして、対応いたしませんでした。以上です。

鈴木委員

この間も議長のほうが、頭が真っ白くなってた。そのために、対応をどうすればいいか。たけている議長だったらすぐわかりますよね。だけど、それをサポートする議会事務局長というのは、やはり基本的には一番手っ取り早いのは、全国で聞いてみればわかるけれども、催告することが一番なんです。意味はわかりますよね。なぜそれができなかったというのは、一番あなたの責任なんですよ、これは。議長の責任もあるかもしれない。一番悪かったのはあなたなんです。そういう自分の感覚はないですか。どうぞ。

証人 もう1回御質問をお願いしたいと思います。

(「質問の内容をちょっと確認して」と呼ぶ者あり)

(「確認してじゃなくて」と呼ぶ者あり)

(「いいか悪いかの問題ですよ。質問していいかどうかの内容を事務局で確認してもらいたいということですよ」と呼ぶ者あり)

**鈴木委員** だって、これは、流会のことだぜ。

(「流会でもしていいことと悪いことがあるんですよ。私的な意見はだめとかってさっき言っているので」と呼ぶ者あり)

鈴木委員 私的な意見か、これ。これは彼が議長にサポートするべきものなんだぞ。

(「私に言うことじゃなくて、指摘してはだめの事項に入っている」と呼ぶ者あり)

鈴木委員 私的じゃないじゃん、これは。

(「委員長」と呼ぶ者あり)

鈴木委員 言ってやってくれよ。おまえ、何ら問題ないじゃねえか。

土橋委員長 質問の妨げになるような言動を控えてください。

鈴木委員 いいかな。これは本当に大切なことなんだぞ。私的じゃなくて、元議会事務 局長が議長に対して催告をすると言えば、それが一番大きいことなんだよ。さっき言ったように、あなた方は、議運の委員長が、副委員長がそれを言う前に、議長としてやることがある。それをなぜ議会事務局長は教えてあげなかったのか。こんなこと簡単なことなんだよ。流会なんて簡単なことなんだよ、回避することは。私はそう思う。だから、どうなんですか。

証人 私どもとすれば、先ほど申したとおり、催告の方法につきましても協議をしておりましたし、速やかに次第等対応できるようにしておったことは事実でご

ざいます。ただ、先ほど申したとおり、執行部が予算審議をしてほしいということを回って歩いている。これは結果は聞いておりませんでしたが、そういうような状況の中で、それらの状況がどういうふうになっているかということを判断するために待っておったというのが事実でございます。それによって、非常に時間的に厳しくなったという状況でございます。以上でございます。

鈴木委員

時間がないからしょうがないけれども、21秒しかないけれども、当局、先ほど2名の方が回ったというけれども、多分あなたのところへも行ったと思う、 私聞いたら。流会だけは避けてくださいって言わなかったか。どう?

証人

直接的な表現ではございませんが、予算審議に応じていただけるようによろ しくお願いしますというふうには申しました。

鈴木委員

あとちょっとしかないけれども、基本的には、議長が悪いと言うかもしれんけど、私は議会事務局長が私は一番悪いと思う。一応そんなことで終わります。いいです。

土橋委員長

鈴木幹夫委員の尋問を打ち切ります。

以上で、 証人の尋問を終了いたします。証人はお忙しい中、本委員会の調査に御協力いただき、心から感謝いたします。本日はまことに御苦労さまでした。証人は退席お願いいたします。

(証人退室)

土橋委員長

暫時休憩いたします。再開は午後3時といたします。

(休憩)

土橋委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、皆川巌証人に入場していただきます。

(証人入室 着席)

(委員長起立)

土橋委員長

証人には、御多忙の中、御出頭いただきありがとうございます。何とぞ、本委員会の調査目的を御理解いただき、委員会が円滑に進行できますよう御協力お願いいたします。

(委員長着席)

土橋委員長それでは、証人の氏名、住所、生年月日、職業をおっしゃってください。

(証人起立)

皆川証人 立って? 皆川巌です、氏名。昭和20年4月23日生まれ。年齢?

土橋委員長 住所。

皆川証人 住所? 甲府市丸の内3丁目6-2。

土橋委員長職業。

皆川証人 県会議員ですね。

土橋委員長 証人御着席ください。

(証人着席)

土橋委員長

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方 自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟に関する法令中 の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人 は原則として証言を拒むことはできません。

次に申し上げる場合はこれを拒むことができることになっております。すなわち、証言が、証人、証人と配偶者、四親等以内の血族もしくは三親等以内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人と被後見人の関係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事項に関する場合、または証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合、

公務員または公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、

医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、

技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するとき はその旨お申し出を願います。

これら以外の場合には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由なく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合は、宣誓をさせなければならないことになっております。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたとき、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

以上のことを御承知願います。

報道関係者に申し上げます。撮影につきましては、ここまででお願いいたします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。委員 会室におられる方は、傍聴人、報道関係者を含め一同御起立をお願いいたしま す。

(出席者全員起立)

皆川証人 これ読むの?

**土橋委員長** はい。宣誓書の朗読をお願いいたします。

皆川証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えない ことを誓います。

土橋委員長 御着席願います。

証人は、宣誓書に署名、捺印お願いいたします。

(署名捺印)

(委員長確認)

土橋委員長 これより証言を求めることになりますが、証言は、証言を求められた範囲を 超えないこと、また、発言に際しては、その都度、挙手し、委員長の許可を得 て、起立して発言されるようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。本日は、予定時間内で証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、約50分程度で各委員の尋問にお答えいただくようお願いいたします。

まず、委員長から伺います。平成28年2月山梨県議会定例会閉会日に、議 長不信任の動議が可決後、議会が暫時休憩となってから午後5時までの間どこ にいたのかお聞かせください。

皆川証人 最初に、議会運営委員長室に行きました。その後、会派の控室に行きまして、 そして、ベルが鳴ってから本会議場に入りました。

土橋委員長 以上で委員長からの主尋問を終了いたします。

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。

渡辺英機委員から尋問お願いいたします。

渡辺(英)委員 御苦労さまです。それでは、私のほうから幾つかお伺いしたいと思います。 最初に、石井議長は先の証人尋問において、本会議の再開に向け、議会運営 委員長からの申し出を待っていた、このように話していますけれども、流会の 当日、石井議長から皆川委員長に対し何か相談がありましたか。

皆川証人 一切ありません。

渡辺(英)委員 それでは、別の観点からお伺いしますけれども、議会、年間何回、4回行われるわけですけれども、そうしたときに、過去、皆川委員長から石井議長に対し議会運営委員会の開会を働きかけたというようなことはあるでしょうか。

皆川証人 一度もございません。

渡辺(英)委員 ということは、一度もないのに、議長は申し入れを待っていたと、こういう ことだと思うんですね。 それでは、もう一度伺いますけれども、山梨県議会の議会運営委員会規約第2条の規定によりますと、議会運営委員会は、議長の諮問に応じ、議事日程などを協議するとあります。2月定例会が流会になるかもしれないという重大局面において、議会運営委員会に諮問する立場の石井議長が皆川委員長からの申し入れをただ待っていたという、このことに対してどのように思いますか。

皆川証人

私は議運担当職員、課長補佐を呼びまして、とにかく5時前に再開しなければ大変なことになるよということで、ぜひ再開してもらいたい旨を議長に伝えてもらいたいというふうにお願い申し上げました。その旨が、2度ばかりお願いしたいんですけれども、伝わったかどうかわからないんですけれども、返事は、「ただいまその対応を相談しております」という答えしかいただけませんでした。私思いますのに、実質的に議会を開議するといいますか、権限で開くことのできる議長に、むしろ議長のほうから私のほうに相談をしてもらいたかったのが、もらえなかったのが非常に残念です。

渡辺(英)委員 以上です。

土橋委員長 渡辺英機委員の尋問を打ち切ります。 次に、山田一功委員から尋問願います。

山田(一)委員 振り返って、3月の本会議場でですね、議長不信任が採決されたときに、我々の会派と数会派以外が出ていく場面で、皆川証人が、皆さんを議場から催促するような発言を私も聞いていまして、私とか桜本議員含めて、「出るなら予算の審議をしてから出てくれ」という不規則発言を我々はしたと思うんですが、そのとき、議運の委員長の立場としてどのようにお考えだったんでしょうか。

皆川証人 私どもの会派の皆さんは全部立って退場しましたので、私もそれに従ったつもりです。

山田(一)委員 これまで私も、わずかな議員経験ではありますが、これまで議会というのは、代表者会議が行われ、それから、もちろん議会の運営規定等があるのは承知した上でありますが、現実には、代表者会議が開かれ、議運で議会の開会時間を決め、それから議場が開かれるという、そういう慣例の中でいった中で、やはり私は、議会は議運の委員長の、今言うように、議長の諮問にということですが、現実には、議運の委員長の差配で議運が開かれて、議会が開かれるというふうに少なくとも理解をしていた者としては、先ほどの担当の職員に催促をしたということでありますが、議運の委員長としてのそのときの行動をもう一度御回答いただきたいと。

皆川証人 先ほど言いましたように、議会運営委員長の指示というのは、今まで議会運営委員長の担当の職員、課長補佐に対して指示を命じまして、それをずっと1つの以前からのルールとしてやっておりました。そのルールに基づいて私はやっていましたので。ただし、今回、そのルールどおり補佐を呼んで、ぜひひとつ早く開いてもらいたいということをやったことでありまして、特にその後、電話で直接議長と話し合いしたいという申し入れをいたしましたけれども、これはルールではないし、慣例でもないんですけれども、あまりにも緊急な事態だったので、ルールとはちょっと外れて、電話で私が直接会って話ししたいと

は申し込みをしたわけです。

山田(一)委員 私たちの、新米というかね、議場においては新米なんていうことは言えないんでしょうが、皆川先生みたいに議員経験の長い方であれば、それなりの職員を、あるいはまして議運の委員長という立場からすれば、自分が行くなり、それなりの人をお呼び、例えば局長なり呼んで、再開に向けて、私たちからすれば努力ができたんではないかというふうに思っているんですが、その点についてはいかがでしょう。

皆川証人 先ほど言いましたように、1つの慣例、ルールというのがありまして、あくまで今まで私は一度もそれを飛び越えて、補佐を通じて全部指示をしていましたので、いきなり私が議長室に行くとか、そういうことはちょっと越権行為のような気がいたしますので、ルールどおり動きました。

山田(一)委員 これ、最後の質問になると思いますが、実は先ほど桜本委員も前の議会事務 局長の質問の中であったように、実は本当に私どもも、当事者、流会の当事者 の中の 1 人でありながら、あのときのことを振り返ると、ちょっと腑に落ちない点というか。急に議会の放送があって、証人も御存じのように、私も桜本氏も、割合、予鈴が鳴る前に議場には行っている人間ですので、もう基本的にあの放送が入ったときに議場に駆けつけまして、何かうちの会派以外の人たちが ぴしっと水を打ったように御着席しているのをちょっと違和感を、はっとびっくりしたぐらいで、うちの会派が一番議場には近かったんですよね。にもかかわらず、皆ぱっと座っていたのに、先ほどの桜本委員の言外の言葉をかりると、ちょっと何か私たちだけ蚊帳の外に置かれて、あとみんな全員が着席していて、来ないのは議長だと、こういうような発言もないわけではないんですが、5 時前に放送があってから、本当にそれからの行動だったんでしょうか、皆さんが議場に行ったのは。

皆川証人 私は先ほど言いましたように、議会運営委員長室から出て、戻りまして、控室にいました。控室にいたら、ベルが鳴りましたので、これは始まったんだなと思って、皆さんと一緒に議場へ入って、再開されるのを待っていたということです。

土橋委員長 山田一功委員の尋問を打ち切ります。 次に、久保田松幸委員から尋問お願います。

久保田委員 渡辺英機さんとダブっちゃうんですけれども、ちょっと内容変えまして、私が議長に尋問したところの答えと調査票がちょっと狂って、議運の委員長からのを今聞きますと、大分ずれていると思うんですね。そこで、私、また議長と皆川委員の発言がずれておりますので、再度、石井議長とまた事実確認をする必要があると思います。そしてまた、今、議会事務局員の課長補佐等証人を求める必要がありますので、今後の議題に入ってほしいなと、よろしくお願いします。以上。

(「それは今のは全然違う。今の取り上げるのは構わないけれども、今の、証人に対してのあれ とは違うと思います」と呼ぶ者あり) 久保田委員 渡辺さんが言っちゃったから、また2度できないんでしょう?

土橋委員長 尋問は以上でいいですか。

久保田委員 いいです。

土橋委員長 久保田松幸委員の尋問を打ち切ります。 次に、永井学委員から尋問願います。

永井委員 当日の動きに関して、もう一度再度、証人の動きをもう一度確認をしておきたいと思います。最初に、山梨議会委員会条例第3条の2項により設置される議会運営委員会というのは、山梨県議会議会運営委員会規約によって、議長の諮問により会期日程及び議事日程に関すること等を協議すると書いてあります。議長により諮問を当日、会期日程及び議事日程に関することで、議長により諮問をされたでしょうか。

皆川証人 全然されませんでした。

皆川証人

永井委員 閉会日の当日ですけれども、先ほど議会運営委員長室にいて、この調査票の中にも書いてありますけれども、2度ほど議長に会議の再開を要請したというふうに書いてございますけれども、そのときに、回答を、今おっしゃった、「議長はただいま議長室で対応を協議、相談中です」と回答したということで、その後、その2回の回答を受けた後、証人はどのような行動をとられたか教えてください。

2 度お願いしたけれども、今言った答えが、今、相談中ですと、対応について相談中でありますという答えだったので、ちょっといらいらして待っていたんですけれども、なおまだ返事が来ませんので、電話をかけさせていただきまして、何をしているんだと。とにかくこんな状態じゃ大変になっちゃうから、私が直接議長に話がしたいということを申し、要請を議会運営委員長担当の職員にお願いいたしました。そしたらば、「今まだ協議中ですので」と同じ答えが返ってきまして、「多分開かれるでしょう」ということを言われましたので、じゃ、大丈夫だなと思って、控室のほうへ行かせていただきまして、控室で待機しておりました。

永井委員 ちなみに、「協議中です」と言われたのは、時系列でいくと、おおよそでも いいんですけれども、大体、流会になるどのぐらい前でしたか。

皆川証人 確かな記憶ではないんですけれども、ごたごたしていたので、そうですね、15分ぐらい前だったかなという気がしますけどね。

(「4時45分?」と呼ぶ者あり)

皆川証人 ええ、ごろだと思います。

(「もうちょっと前じゃない?」と呼ぶ者あり)

皆川証人 ちょっとそれは申しわけないです。記憶にない。

永井委員 以上です。

土橋委員長 永井委員の尋問を打ち切ります。

次に、桜本広樹委員から尋問願います。

桜本委員 退席した皆川議会運営委員長、その当時ですね、本来ならば、議運の委員長 としての立場ということを、本来というのはおかしいですが、自分の行動に、

会派と同じ行動をとったということに関して、今もって問題ないと思いますか。

皆川証人 一応、我々の会派から出した議長不信任案が可決されておりますので、議長 不信任案が可決された議長のもとでは審議に応じないという皆さんの意向は、 私は間違っているとは思いませんでしたので、その場は皆さんと一緒に出させ

ていただきました。

桜本委員 議会運営委員長として、以前からのルールとか慣例に従ってきたというようなことを先ほど証言されましたけれども、じゃ、再開についても、以前からの

ルールにのっとった再開だったんでしょうか。お答えください。

皆川証人どういう意味ですか。ちょっと待って。ちょっと意味がわからない。

桜本委員 再開について放送が鳴ったから着席したという証言だったんですが、これも 以前からのルールというような、議運も開かれないで議会が開催するというも

のも以前からのルールだったんですか。

皆川証人 以前のルールとはちょっと違うが、あまりにも緊急事態で本当に時間がなく て、これからもしこれが開会して時間を延長しないと、これはもう流会になって大変なことになるという、そういうせっぱ詰まった状況の中ですので、ベル

が鳴ったから、ああ、これはいいといって言って、議場に入りました。

桜本委員 だからこそ、議運の委員長として、これはまずい、せっぱ詰まった、だから、

もっと前もってこれが流れないように、議長とともに議運を開催して、今後の 日程とか、予算を通さなきゃならないスケジュールをというのを必死でやっぱ り議長と相談しなきゃ、相対してしなきゃならない問題じゃないんですかね。

どう思いますか。

皆川証人 先ほど言いましたように、私はそのせっぱ詰まる前まで、今までどおりのルールどおりやっておりましたので、別にまさか、もっと早く再開されると思っ

ていましたので、思って待機していましたから、それがなかなかベルが鳴らないというのはちょっとおかしいなと思って、そこからはほんとに早く鳴ればい

いなの気持ちだけだったですね。

桜本委員 先ほどから、ルール、慣例に伴うというのは、議長の諮問である議員運営委員長の議会の委員会の開催の中で、じゃ、何時に開催しようと、じゃ、前もって何分に鳴らそうというふうなことを、そういったしかるべきことがあって、

議会というものが開催されるというものが以前からのルールというか、それが

議会の道理というか道筋というか、そういったことで私も過去5年間議員として各議会に沿ってやってきたんですが、そのような慣例というか今までのルールを無視された中に、何も動かずやられていたということですか。

皆川証人

それは私は、ぎりぎりになるまで待っていました。いつもならば、担当職員が来て、「ベルを鳴らします。いいですか」という話があるんです。ところが、もうほんとに時間せっぱ詰まっても職員が来ない。来ない中で鳴った。これはもう私がどうこうという問題じゃなくて、来ないうちに鳴ってしまったということで、本来なら来てもらって、「いいですか」と聞くのがルールです。しかし、これは全く、鳴ってしまった以上、私は行かないわけにはいかないということです。

桜本委員

それと、会派が退席をしたから、それに伴って議場、議会から退席をしたということなんですが、その後、会派の代表としては、今後の、一方では議運の委員長として、一方では会派の代表の方とはどんな話し合いを会派の中ではされていたんですか。

皆川証人

特に会派の代表とそういう話はしないで、もうすぐ始まるんじゃないかぐらいは話はしていましたけれども、私、控室に戻って、「どうなってる?」という話はしましたよ。しかし、もうすぐ鳴るんじゃないですか、開かれるんじゃないですか程度の話ですね、したのは。

桜本委員

執行部のほう、例えば副知事、総務部長、各会派を回っていたと。そういった中で、その辺の情報というのは、執行部のほうあるいは会派の代表のほうから、ちょっとせっぱ詰まってきたぞというようなお話もありませんでしたか。

皆川証人

たしか副知事か誰かが来て、早く再開しないと困るとか、あるいは課長さんが来て、再開しないと困るということを代表に言われたということは代表から聞きましたよ。

桜本委員

その中で、議運としてそろそろ動かなきゃならない時期に来たんだと。議運ですから、それぞれの会派から人数に応じて出てくると、そういった働きがというか、気持ちが動いたからということによって、議運の職員に相談を2回ほど持ちかけたと。あとはどうなったかわからないということで、その辺について、自分の責務というかその辺についてどういうふうにお考えでしょうか。

皆川証人

先ほど言いましたように、2回ほどお願いして、まだ返事が「相談中」。その後、それでは困ると思って、電話で、私が直接議長に会って話しするよとまで言ったんです。これ以上は言いようがないです。ルールを廃して、これで私が飛び込んでいって、議長室入ってというわけにいかないじゃないですか。とめられているんですから。そういうことで、別に自分が恥じることは全くないと思っています。

桜本委員 結構です。

土橋委員長 桜本広樹委員の尋問を打ち切ります。

以上で、皆川巌証人の尋問を終了いたします。証人には、お忙しい中、本委

員会の調査に御協力をいただき心から感謝申し上げます。本日はまことにありがとうございました。証人は退席願います。

(証人退室)

土橋委員長 暫時休憩いたします。再開は午後4時といたします。

(休憩)

土橋委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。それでは、浅川力三証人に入場していた だきます。

(証人入室 着席)

(委員長起立)

土橋委員長 証人には、御多忙の中、御出頭いただきありがとうございます。何とぞ本委員会の調査目的を御理解いただき、委員会が円滑に進行できますよう御協力をお願いいたします。

(委員長着席)

土橋委員長 それでは、証人の氏名、住所、生年月日、職業をおっしゃってください。

(証人起立)

浅川証人 氏名、浅川力三、生年月日、1947年7月8日、北杜市高根町清里355 6、職業は、ホテルを経営しております。

(証人着席)

土橋委員長 証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、また、これに基づき民事訴訟に関する法令中の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合はこれを拒むことができることになっております。

すなわち、証言が、証人、証人と配偶者、四親等以内の血族もしくは三親等 以内の姻族の関係にあり、もしくはあった者、または証人と後見人と被後見人 の関係にある者が刑事訴追を受け、もしくは有罪判決を受けるおそれがある事 項に関する場合、または証言がこれらの者の名誉を害すべき事項に関する場合、

公務員または公務員であった者を証人として職務上の秘密について尋問する場合、

医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者またはこれらの職にあった者が職務上知り得た事実で黙秘すべきものについて尋問を受ける場合、

技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受ける場合、

以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するとき

はその旨お申し出を願います。

これら以外の場合には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁固または10万円以下の罰金に処せられることになっております。

さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたとき、3カ月以上5年以下の禁固に処せられることになっております。

以上のことを御承知願います。

報道関係者に申し上げます。撮影につきましては、ここまででお願いいたします。

それでは、法律の定めるところによりまして、証人に宣誓を求めます。委員会室におられる方は、傍聴人、報道関係者を含め一同御起立をお願いいたします。

# (出席者全員起立)

土橋委員長 宣誓書の朗読を願います。

浅川証人 宣誓書。良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また何事もつけ加えない ことを誓います。

土橋委員長 御着席を願います。

証人は、宣誓書に署名、捺印お願いいたします。

(署名捺印)

### (委員長確認)

土橋委員長

これより証言を求めることになりますが、証言は、証言を求められた範囲を 超えないこと、また、発言に際しては、その都度、挙手をし、委員長の許可を 得て、起立して発言されるようお願いいたします。

次に、委員各位に申し上げます。本日は、予定時間内で証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いするとともに、発言につきましては、証人の人権に留意されるよう要望いたします。

最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、約50分程度で各委員の尋問にお答えいただくようお願いします。

まず、委員長から伺います。平成28年2月山梨県議会定例会閉会日に、議 長不信任の動議が可決後、議会が暫時休憩となってから午後5時までの間どこ にいたのかお聞かせください。

浅川証人 会派の控室におりました。

土橋委員長 以上で委員長からの主尋問を終了いたします。

次に、発言の申し出がありますので、順次これを許します。

渡辺英機委員から尋問願います。

渡辺(英)委員 御苦労さまです。それでは、私のほうから幾つか質問させていただきたいと 思います。

提出された調査票によりますと、石井議長は本会議の再開に向け、議会運営委員長からの申し出を待っていたと記述しているわけですが、石井議長から浅川副委員長に対して何か相談はあったんでしょうか。

浅川証人 一切相談はございませんでした。

渡辺(英)委員 それでは、議会運営委員会の開催について、皆川委員長と何か相談をされた んでしょうか。

浅川証人 皆川委員長からの連絡を待っておりました。

渡辺(英)委員 相談しましたかと伺っているんですが、されたんでしょうか。

浅川証人 相談しておりません。

渡辺(英)委員 山梨県議会議会運営委員会規約第2条の規定によりますと、議会運営委員会 は、議長の諮問に応じ議事日程などを協議するとあります。2月定例会が流会 になるかもしれないという重大な局面において、議会運営委員会に諮問する立 場の石井議長が皆川委員長からの申し入れを待っていたというこの事実、浅川 副委員長はどのように感じますか。

浅川証人 済みません、もう一度。

渡辺(英)委員 議会運営委員長の申し入れを議長が待っていたと、このように回答があるんですが、どのようにお感じですか。

浅川証人 石井議長がどういうふうに思っていたか私にはわかりません。

渡辺(英)委員 浅川副委員長がどのように感じられたか、御自分の感想をあったら伺いたい と思うんです。

(「それはおかしい。それだったら、委員長、質問のだめな項目に入っていることですよ」と呼ぶ者あり。)

土橋委員長 委員に申し上げます。ただいまの質問は、証人に意見の陳述を求めるもので す。質問内容を変更してください。

渡辺(英)委員 はい。それでは次に、同じ会派で議長、副議長で一緒にいた、こういうこと だと思いますが、本会議再開に向けて何の話もしなかった、このことについて はどのように思っていらっしゃいますか。

浅川証人 何の話もしておりません。

渡辺(英)委員 私の質問は、何も話をしていなかった、同じ会派でありながらしていなかったことについてどのように思っているかという質問なんですが。

浅川証人

渡辺(英)委員 お答えいただけないようですけれども、それじゃ、ともに議長、副議長をした経緯があるわけです。浅川さんが議長、私が副議長ということで、各会期の開会あるいは閉会、このときは各会派を回ってともにお願いをし、そして、閉会の御礼をした、こういう経緯がございますけれども、今回この流会をするというような重大局面の中で、議長、副議長も各会派を回って流会阻止の動きがなかった。このことについて、議長経験者としても、また議会運営の副委員長としても、この議長、副議長の動きについてはどのようにお考えですか。

浅川証人 議長と副議長との考え方は私にはよくわかりません。

渡辺(英)委員 以上です。

土橋委員長 渡辺英機委員の尋問を打ち切ります。 次に、山田一功委員から尋問願います。

山田(一)委員 普通の常任委員会もそうですが、一応事務局が中に入るにしろ、委員長、副 委員長が一応そういう議会の運営に関しては、通常委員会、常任委員会でも正 副の委員長レクというようなのがあるように、割合、正副の委員長というのは 普通の委員よりは密接な連携をとるんですが、このときに、今の御回答ですと、 双方とも接触がないということですが、改めてそれに間違いありませんか。

浅川証人 はい、今、山田委員の申されたとおり、私も、私のほうから話をすればよかったのかもわかりませんが、委員長からは一切そういった話し合いについての相談もありませんでしたので、非常に残念だったというふうに今は思っております。

山田(一)委員 どうしても質問が限られているから重複してしまうところもあるんですが、 長い議員経験が我々よりも少しある中ではありますが、流会という前代未聞な ことが起こってしまったんですが、長年の議員経験の中で、そのことに対して はどのようにお考えでしょうか。

浅川証人 何回も皆さんがおっしゃっているとおり、県民の皆様に対して大変御迷惑をかけたということは、議員の1人として、また山梨県議会のメンバーとして大変遺憾に思っておりますし、おわびすることは重々皆さんも承知のことだと思います。 そのことに対しては深く反省をしております。

山田(一)委員 以上です。

土橋委員長 山田一功委員の尋問を打ち切ります。 次に、久保田松幸委員から尋問願います。

久保田委員 私は、事務局長と全く質問したことをお聞きしたいと思います。地方自治法 第100条第12項に規定する議案審査または議会運営に関し、協議または調 整を行うための場として山梨県議会会議規則第128条の別表に各会派代表 者会議が設けられている。この会議の招集権者は議長であると。この会議の存在は知っておりますか。

浅川証人 承知しております。

久保田委員 次に、山梨県議会委員会条例第3条2により設置されている議会運営委員会は、山梨県議会議会運営委員会規約によると、議長の諮問により会期日程及び 議事日程に関すること等を協議するとありますけれども、このことを知っておりますか。

浅川証人 よく承知しております。

久保田委員 これらのことからすると、浅川議会運営副委員長が議会再開に向け持つべき ものは、議会運営委員会ではなく各会派代表者会議ではなかったのか、どうで しょうか。

浅川証人 私どもは議会運営委員会でございますので、議会運営委員会の委員長も健在 でございますし、何か事があるときには副委員長として対応させていただくと ころでございますが、委員長が当日健在でおりましたので、基本的には委員長 の作業だと思います。

久保田委員 浅川議運副委員長が、それは議会運営委員会の開催を待っていたと強調する ことは、やはり流会に関する議長の責任逃れと思っていますけれども、答えは 要りません。

浅川証人ちょっと今、質問がよくわかりませんけれども、もう一度。

久保田委員 浅川副委員長が議会運営委員会の開催を待っていたと強調することは、流会 に関する議長の責任逃れかなと思いますけれども。

浅川証人 ちょっとこのことは私、今、答えていいのかよくわかりませんが、これ、私 が今答えなきゃいけないんですか。

久保田委員 いや、答えなくても結構です。私が言いたいのは、議長の責任逃れかなと思っております。いいです。

土橋委員長 質問はそこまででいいですか。

久保田委員 はい、いいです。

土橋委員長 久保田松幸委員の尋問を打ち切ります。 次に、鈴木幹夫委員から尋問お願いします。

鈴木委員 御苦労さんです。聞いていますと、前回の議長を支える副議長も同じ言い方でいるんだけど、実際はやはり委員長が悪いのか、副委員長が補佐しなかったのか、その辺もあると思うんだけど、基本的には、山田さんも桜本さんも、議会運営委員会が開催されなかったからということの中で質問されているよう

でございますが、やはり私から見ると、議会運営委員会がどうこうあるんじゃなくて、それ前に、議長あるいは副議長、そして、元の議会事務局長が催告しながら進めれば、例えば催告して、議場に、招集し、そして、休憩をとるならば、こんなことはなかったのかなというふうに思っております。

そこで聞くんですが、自民党会派の当時から、元代表 2 人いるわけなんですが、きょう中村さんも言う予定でいたんですが、鈴木のほうで任せるということで、何ら議長からもそのことについてお話がなかった。私たちが考えて、私は代表なんですけれども、考えられないことを言っている。一番権力があるという元の会派の会長にも話をしなかった。そして、その補佐をする副代表にも話はなかったと思いますが、確認ですが、なかったんでしょうか。

浅川証人

はい。私は元代表の髙野代表、それから、前の代表の中村代表ともそのお話はしておりません。

鈴木委員

そこで、前に流会に関する調査をしたときに、ちょうどそのときに、5時前なんですけれども、桜本委員、山田委員が5時前に、私ども全員で見ていたんですが、2人は議場のほうにお座りいただいて、あと、何があったかわかりませんけれども、ほかの委員が呼びに来て退席されたわけなんですが、その間の中の一コマに、ちょうど自民党会派の控室のところに前局長もいらっしゃって、そのときに、議場に入るようにということで、当時の事務局、ですから、議事調査課長というんですかね、入ってくださいということで、局長は制止したということをちょっと言って。中村さんに聞きましたら、そうだと、やはりここに書かれていることと同じことを言った。もう一方の方も同じことを言ったんですが、その後証人が、この言葉でいうとちょっと語弊がありますけれども、やはり、何の権限があってというふうな話がございましたけれども、これが本当なのかどうなのか。3名の方がそういうことを言っています。ここだけちょっとはっきり聞きたいんですけど。

浅川証人

ちょっと今、最後のほう何を言ったかというところがはっきりしませんが、 はっきり言って。

鈴木委員

要は、時間がやはり5時前だったんですけれども、議場に入ることを議事調査課長さんが促したときに、浅川さんが「権限がおまえにあるのか」というふうな発言をされたということの中でありましたけれども、これが本当だったのか、うそだったのか。

浅川証人

正確には覚えておりませんが、私が制止したというようなことは発言しておりません。

鈴木委員

わかります。後でこれははっきりさせることであって、後ほど本人が、証人が、そういうことをしたことはないとおっしゃっているんですから、それはそれでいいと思います。いずれにしても、調査票あるいは後から聞いてみますと、そういう発言があったということを3名の皆さんが私に証言していただきましたから聞いたものでありまして、私の発言は以上に置いておきます。ありがとうございました。

土橋委員長 答えはいいですか。

鈴木委員 いいです、いいです。

浅川証人 ちょっといいですか、委員長。最後の発言を。

(「委員長いいの? ないでしょう? こっちからだけなので、証人者が意見なんか求められる 会じゃないですもん。黙ってください。証人が言う会じゃない」と呼ぶ者あり)

鈴木委員 俺は「いいです」と言うから、言わなくていいんだよな。

土橋委員長鈴木幹夫委員の尋問を打ち切ります。

次に、桜本広樹委員から尋問お願いします。

桜本委員 証人に伺いますが、百条委員会にかけられる証人の発言というのは、例えば

議会内の発言だとか、あるいは常任委員会だとか、公的な委員会の中での発言だということで証人だということを御存じですか。あるいは、わからなければ、

事務局お答え願えますか。

浅川証人 よく承知しております。

桜本委員 以上です。

土橋委員長 桜本広樹委員の尋問を打ち切ります。

次に、佐藤茂樹委員から尋問願います。

佐藤委員 それでは、調査票の2項では、議長から再開についての相談がありましたか

ということの問いは「いいえ」、それから、議会事務局長から再開についての相談がありましたかについては「いいえ」、ただ、4番目の、議長は流会を回避する必要があったと思いますかについては「はい」とお答えになっていらっしゃいますけれども、流会を回避する必要があったという部分、具体的に議長

はどうすべきだというふうにお考えになりましたか。

浅川証人
それは議長が、議運の委員長なり、そこで何らかの手が打てたんじゃないか

というふうに私は思ったわけでありまして、これは私個人の考え方です。

佐藤委員 わかりました。あと、「山梨県議会事例集」の9ページで、議長は、午後5

時までに議事日程に記載した事件の議事を開くに至らないと認めるときは、会 議時間を延長するための会議を開くのが例であるというふうに書かれており

ますが、このことは御承知でしょうか。

浅川証人 承知しております。

佐藤委員 議長に対して、会議時間を延長するための会議の開催を働きかけましたでし

ょうか。

浅川証人 働きかけておりません。

佐藤委員 結構です。ありがとうございました。

土橋委員長 佐藤茂樹委員の尋問を打ち切ります。

以上で、浅川力三証人の尋問を終了いたします。証人にはお忙しい中、本委員会の調査に御協力いただき、心から感謝申し上げます。本日はまことに御苦労さまでした。証人は退出お願いいたします。

(証人退室)

土橋委員長 以上で、予定されておりました証人尋問は終了いたします。

次に、今後の調査について、御協議願います。委員の皆様の御意見を伺いたいと思います。

鈴木委員 きょうも聞いたんですけれども、やはりいろいろな質問に対して、証人の、 合っているところと合ってないこともございまして、再度証人の喚問をしなければならないと思っています。

まず初めに、石井脩徳議長さん。これは皆さん同じですけれども、証言の内容の食い違いについて確認をとらなければ。それから、河西敏郎副議長も同じでございます。それから、きょうお話を受けた 前議会事務局長、そして、浅川力三議会運営副委員長、水岸富美男議員、それから、 元議事調査課長、この6人を、今までの方の証人の発言に対して確認するべき事柄がございますので、まず委員長のほうにお願いしたいと思います。以上です。

土橋委員長 ただいま鈴木委員から、来たる8月1日午前10時から、石井脩德議員……。

(「日付はまだでしょう」と呼ぶ者あり)

土橋委員長 日付につきましては、1週間後に今回の証人尋問の追加について代表者会議 を開いてもらって、その1週間後という決まりがあります。その決まりがあり ますから、きょう決定したことをすぐ連絡させていただいて、代表者会議にかけます。

(「決定と言うまでに、こっちにも意見があるじゃないですか」と呼ぶ者あり)

山田(一)委員 まず2度目の証人喚問については、議事録も出てない中で、ここから先はちょっと法的な問題が入ってくると思うので、やっぱりどこのどの部分に食い違いがあるとかやはり明確になった上でないと、ここから先はやっぱり我々慎重に行っていく必要があると思います。新たな証人については、この中の会議の中でいいと思いますが、それは議事録がまず出て、精査した上でやっていく必要があると思います。

| 桜本委員 関連なんですが、やはりここからある程度罰則規定ということも、ある程度というか、きちっとあるものですから、やっぱり証人の立場というものも守らなければなりませんし、これについてはやはり県の顧問弁護士にも相談を事務局もするべきだと思います。

もう一方、2つの議論があって、4時58分に着席していた人が全てなのか、 着席していなかった人が悪いのかというように、5時着席前の確定議席という ものを執行部のほうから出していただきたい。お願いをいたします。

鈴木委員

そのことで、25日ですか、7月25日までに、午前中までに議事録をおつ くりいただいて、提出を願いたいと思います。一応、細かい内容はもう、きょ う終わってから精査しますので、その議事録も見ながら、先ほど言った方々の 証人喚問もさせていただきたいと。再喚問したいと。

山田(一)委員 それはここの時点である一種の予見を持ってやるわけにはいきませんから、 それは何か結論がありきの誘導というかね、この委員会の着地には、やはり公 正・公平に行っていく上では、そのものはやっぱり委員全員が納得した上で。 私たちも再喚問は反対しているわけじゃないけれども、ここから先は我々委員 自身も訴えられる可能性もあるので慎重に行っていただきたいということを 申し入れているので、軽々に先までをぜひ読まないでいただきたい。

桜本委員

やはり日程的なことも当然あると思います、前提にはね。確かに、だから、 議事録を精査して、その中で鈴木委員のほうから、Aさんのこの質問とBさん のこの質問が食い違っている、おかしい、再喚問を要求するというふうなこと をやっぱり明確に打ち出していただく。それが次のステップじゃないでしょう か。

鈴木委員

私もそう思って、一応25日と言いましたから、幾時分にこの会があるかわ かりませんけれども、25日の午前中までに、争点がもうわかっていますので、 きょうの浅川さんの証人のことも完全にわかっている。ですから、それはそれ。 それから、議長のほうもわかっていますし、副議長もわかっています。それか さんについても争点というのはわかっているんですが、今ここでどう こうというよりも、25日のこの会前までに、争点、たくさんあるわけではな いです。一応出して、披瀝して、証人喚問を受けていただくようにしたいと思 いますが、それでよろしいでしょうか。

桜本委員

そうじゃなくて、25日に全員のところに出していただいて、私たちが1回 読ませていただいて、その中で、鈴木委員のほうからもし御指摘があれば、そ この御指摘について食い違いが判明したねと、ここがおかしいねということを 御指摘ください。

大柴委員

今そういう話もありましたけれども、我々の立場としては、もう皆さん聞い ていて、そして、ここが違っているんじゃないかなというのはわかっていると 思います。ですから、この辺のところは……。

(「思いませんよ」と呼ぶ者あり)

大柴委員

全員に聞いてみりゃいいわけです。わかっている人はわかっていると思いま す。わかってない人がいるのかもしれない。ですから、その辺をしっかり委員 長のほうからやはり聞いていただいて、そして、食い違っているところをただ そうというわけですから、その人をどうにかしようというわけではないわけで すから......。

(「それは、だって……」と呼ぶ者あり)

大柴委員 それをただそうというわけですから、同じ、もう1回証人喚問はできると思います。いかがですか。

(「民主主義にやりましょう、民主主義に」と呼ぶ者あり)

山田(一)委員 この件について、初めてのことなので、ちょっと事務局からも御意見をいた だいたらいかがでしょうか。

(「何で聞くんだ」と呼ぶ者あり)

山田(一)委員 いやいや、慎重に審議を。

(「何を聞くのか、それを山田さん、言ってごらん。どういうこと?」と呼ぶ者あり)

山田(一)委員 証人喚問に当たっての、その問題がまだ明記されていない段階で再喚問をここの場で議することができるかどうかという。

鈴木委員 だから、いいですよ。要は、私のほうで、私は、私個人ですよ、これは私の 個人で言ったことだから、それは議会事務局がどう思うか、それから、委員長 さんがどう思うかわからんけれども、それは25日までに私が、私がおかしい と思ったものを出すんですから、それはそれでいいんじゃないですか。だから、25日に、要は、協議すればいいでしょう。どうですか。今ここで決めると言っているんじゃないですよ。

(「25日協議ですね」と呼ぶ者あり)

鈴木委員 ええ。どうなんですか。

土橋委員長 それでいいですか。

鈴木委員 だって、それしか、だって……。

(「ないと思います」と呼ぶ者あり)

鈴木委員 でしょう? それまでないと、先ほど言ったように、はっきり争点が出てこないじゃないですか。はっきりさせるものをさせるということで、先ほど言ったように議事録を出していただいて、これは全員に出すんですから、そして、出す人は多分、桜本さんも山田さんもあると思いますよ。だから、それはそれでいいんですよ。ですから、それは私の個人の感情でそう言っているだけのことだから。ただ、それがスケジュール的に間に合うか間に合わんか私はわかりませんけれども、あとはそれは委員長と事務局で話をしていただければいいと思います。

土橋委員長 今の鈴木委員から、証言の内容の確認ということで追加尋問という意見が出ました。この会で今決めるつもりでいたんですけれども、25日でいいということでいいですか。

鈴木委員 いいと思います。はっきりしたほうがいいでしょう。

土橋委員長 はい、わかりました。

(「確かに今決めるなんておかしい」と呼ぶ者あり)

(「ちょっと休憩してください。委員長、ちょっと休憩して。いい?」と呼ぶ者あり)

土橋委員長 暫時休憩します。

(休憩)

土橋委員長 再開いたします。

来たる7月25日午後3時.....。

2時からだもん、3時半?

3時半、委員会を開き......。

2時から始まるよ。

(「じゃ、向こうが始まるんじゃ、それよりももっと……」と呼ぶ者あり)

(「いいじゃん、それは委員長に任せておけば」と呼ぶ者あり)

土橋委員長 委員会を開きます。

本日はこれをもって閉会をいたし、今後の日程については追って通知しますので、全員の出席をお願いします。

以上で本日の予定は終了いたしました。本日はこれをもって閉会いたします。

以上

平成28年2月山梨県議会定例会閉会日の 流会に関する調査特別委員会 委員長 土橋 亨